

佐監第48号の5
令和8年8月17日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和7年度佐倉市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の
審査意見書について

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項の規定により、審査に
付された令和7年度佐倉市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び関係書類並び
に各基金運用状況を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和7年度 佐倉市一般会計・特別会計決算審査意見書

第1 審 査 の 対 象

1 審査の対象となる決算

(1) 一般会計

佐倉市一般会計歳入歳出決算

(2) 特別会計

佐倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

佐倉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市介護保険特別会計歳入歳出決算

佐倉市災害共済事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 審査対象年度

令和7年度

第2 審 査 の 期 間

令和8年6月29日から令和8年8月14日まで

第3 審 査 の 着 眼 点 及 び 方 法

- 1 決算審査に当たっては、決算書及び関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の運営が、法令等の規定に沿って適正かつ効率的に行われているか、財産の管理は適正か等を次の主な着眼点に基づき実施した。

主な着眼点

- (1) 決算書は、適正かつ正確に作成されているか。
- (2) 予算の執行は、適正かつ効率的に執行されているか。
- (3) 収入支出に関する事務は、関係法規に準拠して適正に処理されているか。
- (4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われ、その理由に妥当性があるか。

- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、試査により、確認、突合、分析の手続、質問等、通常実施すべき手続を選択適用した。質問は、令和8年7月22日及び23日の2日間にわたり、各部局に対して行った。

第4 審査の結果

1 総合意見

令和7年度における一般会計及び特別会計の決算については、適正であると認められた。

審査の結果は、下記のとおりであり、今後の財政運営に当たり、十分に留意されたい。

記

(1) 決算の概要について

令和7年度一般会計は、歳入63,840,130,967円（対前年度比2.2パーセント増）、歳出60,781,703,844円（同1.9パーセント増）で、歳入歳出ともに前年度と比べ増となっており、歳入歳出差引額は、3,058,427,123円（同9.4パーセント増）となっている。

歳入については、市税、地方消費税交付金、地方交付税、県支出金、財産収入、市債等の増により、前年度と比べ約13億9,000万円の増加となった。

歳出については、児童手当支給事業、障害者訓練等給付事業、障害者介護給付費及び障害児通所給付費の支給等の民生費の増のほか、キャッシュレス決済ポイント還元事業（物価高騰対応分）等の商工費の増、公園整備事業、緑地整備事業等の土木費の増により、前年度と比べ約11億3,000万円の増加となった。

また、特別会計は、6特別会計で、歳入36,690,538,645円（同2.0パーセント増）、歳出36,106,046,241円（同1.5パーセント増）で、歳入歳出差引額は、584,492,404円（同39.3パーセント増）となっている。

国は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づき、地方公共団体に対し地方交付税を交付しており、このうち、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方公共団体に対して交付される普通交付税について、佐倉市は、平成21年度以降、交付団体となっている。

令和7年度の地方交付税交付額は、6,014,474,000円で、前年度と比べ約9億6,000万円増加した。これは12月に普通交付税が再算定された結果、大幅な増額となったことが主な要因であり、一般会計の歳入全体における地方交付税の構成比率は9.4パーセント（同1.3ポイント増）に上昇した。

今後も、地方交付税制度の動向に注視するとともに、地方交付税に過度に依存することのないよう、自主財源の確保にさらに努められたい。補助事業に関しては、適正な事業執行のために、国・県交付金等の確保に一層努められたい。

また、限られた財源を有効に活用するため、より合理的かつ効果的な

事業手法はないか、社会情勢等の変化から事業の開始当初に比してその効果が限定的となっている内容はないかなど、事務事業を見直し、行政コストの削減を図るべく市長及び職員が一丸となって、引き続き、市民の理解を得ながら、財政健全化に取り組まれない。

(2) 財政指標の状況について

令和7年度における各財政指標についてみると、市の財政力を示す財政力指数は、その数値が高いほど財源に余裕があることを示しているが、令和4年度は0.89、令和5年度は0.86、令和6年度は0.84、令和7年度は0.83と、徐々に低下している。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和4年度は92.6パーセント、令和5年度は93.7パーセント（同1.1ポイント増）、令和6年度は95.6パーセント（同1.9ポイント増）と硬直化が進んでいたが、令和7年度は94.5パーセント（同1.1ポイント減）と、わずかながら改善した。

また、令和7年度末の市債残高は、前年度末より約11億4,000万円減少し、約272億4,000万円となった。

地方公営企業や一部事務組合への公債費負担等も含めた実質的な公債費の割合を示す実質公債費比率は、令和7年度は2.4パーセントであり、令和6年度と比べ0.2ポイント増加した。

単年度の実質的な収支を示す実質単年度収支は、令和4年度は約24億8,000万円の黒字、令和5年度は約11億円、令和6年度は約11億7,000万円と2年連続の赤字となっていたが、令和7年度は約1億7,000万円の黒字となった。

財政運営は改善の傾向が見られ、財政指標から見た健全性も維持はされているが、地方財政を巡る状況は厳しさを増していることから、引き続き、限りある財源の有効かつ適正な執行に努められない。

(3) 一般会計における歳入について

ア 一般会計における歳入のうち市税は約261億2,000万円で、前年度と比べ約16億2,000万円の増となっている。これは、定額減税の縮小や給与所得の上昇等の影響により個人市民税が大きく増額となったことによるものである。

市税は、歳入の根幹をなすものであり、その増減は健全な財政運営に大きな影響を及ぼすことから、適正かつ公正な課税を実現し、引き続き、更なる収入率の向上に努められない。

使用料及び手数料の収入は約4億7,000万円で、前年度と比べ約5,000万円の減となっている。これは、佐倉草ぶえの丘の指定管理者制度導入に伴う収入管理の変更によるもの大きい。

長期的には人口減少等に伴う市税の継続的な伸びは見込めないことから、使用料等の受益者負担の適正化を図りつつ、積極的な自主財源の確保に努められたい。

イ 歳入における収入未済額のうち、市税の収入未済額は約8億2,000万円で、前年度と比べ約2,600万円の減であり、収入率は96.7パーセントと、前年度と比べ0.2ポイントの増となっている。

一方で、収入未済額の発生が、引き続き、いくつかの部署で認められる。滞納初期段階で迅速かつ適切な対応を行うとともに、滞納者へ納付勧奨を継続することにより早期の収納につなげ、また、キャッシュレス決済等の納付手段の拡大を行うなど市民の利便性の向上を図ることで、収入未済の事前防止と改善に努められたい。

佐倉市債権管理条例（令和4年佐倉市条例第7号）に基づく非強制徴収債権（強制徴収債権（地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく徴収金及び法令の規定により国税・地方税の滞納処分の例により処分することができる債権）以外の債権）の債権放棄は、令和7年度に初めて実施された。今後も、同条例の定めるところにより適切に処理されたい。また、その実施に当たっては、会計処理も含め、組織間の十分な連携に留意されたい。

ウ 市税をはじめ、市の有する債権の滞納に係る管理・回収については、一部の滞納繰越債権を債権管理課に移管し、同一債務者に係る複数種類の債権を一括して管理することにより一定の効果を上げている。債権移管による効果や成果を検証しつつ、引き続き、適切な債権管理に努められたい。

不納欠損処分については、前年度と比べ大きく増加している。不納欠損処分は負担の公平性や財源確保の面で影響が大きく、慎重かつ厳正な取扱いが求められる。引き続き、法令等の定めるところにより所得の確認や財産の調査などを行い、滞納者の支払能力を個別に判断の上、厳格に処理されたい。

（4）一般会計における歳出について

一般会計における歳出は、約607億8,000万円で、前年度と比べ約11億3,000万円の増となっている。

性質別で分析すると、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費を含め、物価高騰や労務単価の上昇等を背景に、全般的な支出圧力の高まりが認められる。

人件費については、約101億6,000万円で、前年度と比べ約2億9,000

万円の増となっている。これは、千葉県人事委員会勧告に準拠した、月例給、通勤手当及び期末・勤勉手当の引上げによるものである。なお、手当の対象のうち時間外勤務については、職員の健康管理の面からも、所属長を中心に縮減に向け、職員の勤務体制や業務配分等の見直しを行い、引き続き圧縮に努められたい。

扶助費については、約181億円で、前年度と比べ約3億1,000万円の増となっている。これは、児童手当支給事業、障害者訓練等給付事業、障害者介護給付費及び障害児通所給付費の支給等の増加によるものである。扶助費は義務的経費であり、制度改正や対象の増減が財政運営全体に与える影響が大きい。その動向には、引き続き注視されたい。

公債費については、約34億1,000万円で、前年度と比べ約1億5,000万円の増となっている。新規借入額が償還額以内であるため市債残高は減少してはいるが、減少の主な要因は、元利償還金が普通交付税の措置対象となる臨時財政対策債の減少である。今後も、将来負担を考慮し、適切な借入に努められたい。

執行率は、93.5パーセントと前年度と比べ1.9ポイント増加しており、各事業の予算はおおむね計画どおり執行されていることが認められた。

不用額については、約26億8,000万円で、前年度と比べ約15億円の減となっている。これは、保育所入所委託等事業等の執行残や、入札差金や対象見込件数の減が主な要因である。今後も、執行見込額を的確に把握し、不用額が明らかになった場合は、速やかに補正措置を行うなど適切な対応を図り、財源の有効活用に努められたい。

地方財政を巡る状況は、少子高齢化の進行による社会福祉・保健医療等に係る経費の増加や、資材価格等の上昇によるインフラ整備に係る多額の支出が見込まれるほか、金利が上昇局面にあるなど、より一層厳しさを増すことが想定される。事業の費用対効果を検証し、経費の縮減、事業の計画的な推進を図るとともに、新規事業の立ち上げ時における事業終期の設定や更なる事務事業の抜本的な見直しを行うなど、限られた財源を効率的かつ効果的に活用されたい。

(5) 特別会計における決算収支について

ア 国民健康保険特別会計については、令和7年度末で保険税の収入未済額は約13億4,000万円であり、前年度より約1億円減少してはいるが、一般会計の市税の収入未済額を大きく超えている状況にある。収入率に関しても、市税の96.7パーセントと比べ、69.9パーセントと極めて低調である。

厳しい社会情勢にあっても、安定した事業運営を行うためには、収入率の向上を図り、財源となる保険税の確保が必須である。

収入率の向上は、現年度分の収入率によるところが大きいことから、納税案内センターの活用も含め早期かつ積極的な納付喚起に努め、滞納の未然防止策として、引き続き口座振替を勧奨するとともに、納税手段の多様化にも対応されるよう取り組まれない。

滞納が発生した場合は、初期対応等債権管理の徹底を図るとともに、過年度分の滞納整理に当たっては、毅然たる姿勢で厳格に収入未済額の圧縮に取り組み、負担の公平化を図られたい。

また、医療費の抑制につなげるため、健康増進や生活習慣病の予防等、市民の健康づくりを積極的に支援されたい。

イ 介護保険特別会計については、介護保険料の収入未済額が約5,000万円で、不納欠損額は約1,800万円となっている。

後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療保険料の収入未済額が約2,200万円で、不納欠損額は約760万円となっている。

介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入については、今後、被保険者数の増加に伴い、収入未済額も増加することが想定される。保険料は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により2年でその債務が時効によって消滅することから、現年度分の期限内納付の勧奨及び納付遅延時の初期対応策を強力に講じ、収入未済額の増加に歯止めを掛けられたい。

過年度分の滞納整理に当たっては、書面による債務確認や分割納付計画書の提出を求め、納付誓約を得るなど、消滅時効に陥ることのないよう対策を講じるとともに、債権管理課と連携を図り、適切に対応されたい。

ウ 農業集落排水事業特別会計については、使用料収入のみで事業費を賄うことが困難であり、一般会計からの繰入金への依存度が高い状況にある。今後の公共下水道への接続に向けて、上下水道部と連携の上、計画的な事業運営に努められたい。

エ 災害共済事業特別会計については、市民が火災、水害等により被災した際の共済制度として存在しているが、小規模の共済制度であり、民間の保険商品との役割分担や近年の災害リスクの変化を踏まえ、市が本制度を継続する必要性等、その在り方について、引き続き検討されたい。

オ 特別会計全体に対し、一般会計からの繰入金は、法定分も含め、約

41億9,000万円となっている。

一般会計からの法定外の繰入金がある場合は、自立した事業運営に向けて、更なる経費の縮減と財源の確保に努められたい。

(6) 補助金及び負担金について

ア 補助金については、事業の必要性や費用対効果、成果等について毎年検証するとともに、その交付に当たっては、公益性や公平性の確保が重要であるため、より透明性の高い運営に努められたい。特に補助対象経費の査定に当たっては、補助対象事業ごとに対象経費を明確に特定の上、対象事業に係る補助対象経費を厳格に精査されたい。

イ 各一部事務組合負担金については、その内容及び負担割合の妥当性等を精査し、その上で負担に応じるよう努められたい。

(7) 契約事務について

契約事務においては、最低制限価格及び低入札調査基準価格については、事後公表へ変更されたが、今後もこの制度変更の効果を注視していく必要がある。

他方、予定価格の事前公表は、過去、情報漏れによる不正や過当競争での工事の質の低下を防ぐことを優先していたが、その結果、高率落札等の予定価格事前公表制度の弊害も見受けられる。社会・経済情勢や業界動向等に応じて制度の見直しについて不断の検証をされたい。

(8) 指定管理者制度について

公の施設への指定管理者制度の導入については、メリットとデメリットを分析の上、当該施設の設置目的の効果的な達成はもちろんのこと、指定管理者制度に移行した後の市職員の活用、さらには総人件費の抑制に資するかどうか等の検証も含めて取り組まれたい。

(9) 財産について

佐倉市が保有する財産のうち、目的や利用計画が明確でなく、十分な活用がされていない広大な面積の土地については、土地利用の検討を一部の担当課に任せることなく、土地利用に関する情報を一元管理し、長期的な視野に立った活用策を立案する全庁的な体制の整備に取り組まれたい。市民の財産である土地等の有効活用を図るため、未利用又は低利用の土地の管理については、引き続き、取組の進展に努められたい。

最後に、本意見書を踏まえ、令和7年度の決算状況を詳細に分析し、令和

8年度の財政運営及び令和9年度の予算編成に活かされることを、監査委員の総意とする。

令和7年度 佐倉市基金運用状況審査意見書

第1 審査の対象

- 1 審査の対象となる基金
佐倉市中小企業資金融資基金
佐倉市文化財産等取得基金
佐倉市民音楽ホール事業基金
佐倉市土地開発基金
- 2 審査対象年度
令和7年度

第2 審査の期間

令和8年6月29日から令和8年8月14日まで

第3 審査の着眼点及び方法

- 1 審査に当たっては、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを着眼点として実施した。
- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、試査により、確認、突合、分析的手続、質問等、通常実施すべき手続を選択適用した。質問は、令和8年7月22日及び23日の2日間にわたり、各部局に対して行った。

第4 審査の結果

令和7年度における各基金の運用は、適正であると認められた。
今後も各基金の適正な運用に努められたい。